

事務連絡
令和 3年8月31日

会員各位

東伊豆町商工会
会長 太田 智康
(公印省略)

静岡県 まん延防止等重点措置に係る協力金について

日頃、当会運営に関しご理解・ご協力をたまり深謝申し上げます。

さて、静岡県が「まん延防止等重点措置」地域となり、飲食業を営む皆様には休業及び時間短縮の要請がでました。この「まん延防止等重点措置」への要請に応じた事業者には別紙資料のとおり協力金の支給が行われますので、自社の対応についてご確認の上、支給申請の程、お願い申し上げます。

記

【同封資料】

1. 協力金申請要項 9ページ 5枚
必要書類については7, 8ページをご確認ください。
2. 申請書 1枚
3. 誓約書 1枚
4. 計算シート 1枚
5. 通帳のコピー時のお願い 1枚 計9枚

※申請書類の提出方法は下記宛先へ郵送での申請をお願いします。

この文書は当会飲食業の会員様に送付しておりますが、通常午後8時から午前5時まで営業している店舗が対象となります。要項を十分に確認し申請書の提出については、自己責任となりますのでご了承下さい。

(宛先)

〒420-0587

静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル3階

静岡県時短要請協力金 事務局 御中

東伊豆町商工会
電話 0557-95-2167